

第3章 基本方針

- 1．整備手法・資金計画の基本方針
- 2．施設整備の基本方針

第3章 基本方針

本章では、新庁舎整備における整備手法・資金計画の基本方針と、新庁舎整備基本計画（平成21年11月策定）でまとめた施設整備の基本方針を示しています。

1 整備手法・資金計画の基本方針

通常、新庁舎を整備する際には、一定の基金（積立金）を用意したうえで、地方債（借金）を活用して建設する方法が一般的です。

しかし、この方法は建設年度の予算に負担はかかりませんが、区民の方々からの税を財源にすることには変わりありません。

豊島区においては、行政サービス需要が今後も増大することが予想され、税を財源とした新庁舎整備は極めて困難であります。

したがって、副都心という恵まれた立地条件に着目し、区が保有している土地を活用して庁舎整備の財源をまかなうことを大前提として、区民にもっとも負担をかけない整備手法、資金計画を組み立てます。

新庁舎の整備資金の捻出により、区民への他の行政サービスが低下するようないかなうよう計画します。

2 施設整備の基本方針

（1）区民自治の拠点機能の確立

庁舎は、区の象徴であり、自治の中心拠点です。総合的かつ効率的な行政運営が可能となる庁舎機能、区民参加と区民協働の場など、区民活動の拠点機能、区民に開かれた議会機能を高めます。

効率的な行政運営が可能な新庁舎

新庁舎は、来庁者の利便を最重点に整備するとともに、将来の組織の変化にも柔軟に対応できる効率的なつくりとします。

区民交流の場としての新庁舎

新庁舎は、開放的で交流を育むつくりとし、低層階には、様々な人の交流が図れ、情報が活発に行き交う場をつくります。

区民に開かれた議会機能を備えた新庁舎

新庁舎は、議会活動が十分発揮できる機能を充実させるとともに、区民にとって、より身近で開かれた議会となるよう、議会施設の充実を図ります。

(2) 防災拠点機能の強化

災害時には、防災の中核部門（災害対策本部室等の設置階）だけでなく、庁舎全体が防災拠点となることを前提としなければなりません。災害時に新庁舎が区内の災害対策の司令塔として機能継続できるよう、免震構造による高い耐震性と、非常用電源設備等によるバックアップシステムを備えます。

また、発災と同時に活動を開始できる災害対策本部室の機能や災害情報システムを整備し、防災拠点機能の強化を図ります。

災害に強い新庁舎

新庁舎の耐震性能を十分確保するため、免震工法を採用するとともに、ライフラインが途絶えた場合の電気設備等のバックアップ機能を整備します。

災害と同時に機動力を発揮できる新庁舎

平常時と非常時とで効率的に空間を有効活用し、発災時には即時に災害対策の中核として機能が果たせるよう整備します。

(3) 区民サービスの向上

新庁舎では、迅速で正確なサービスの提供に向け、分散している本庁機能を集約するとともに、IT化への整備を行い、窓口の総合化や相談機能の充実を図ります。また、ユニバーサルデザインに配慮して、区民の利便性・安全性の高い庁舎を実現します。

一方、IT等を積極的に活用するなど新庁舎に訪れなくとも受けられる区民サービスの充実も図ります。

窓口機能が充実した新庁舎

ワンフロアを広く確保し、区民利用が多い申請や相談の窓口を集約するとともに、ITを積極的に活用し、区民ができるだけ庁舎内を歩かずに効率的に用件を済ますことができる便利な窓口を実現します。

だれもが利用しやすい新庁舎

高齢者や障害者、子育て中の方など、来庁する区民のだれもが、安心して目的の場所へ迷うことなく行けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎を実現します。

(4) 環境保全・自然エネルギーの利用

新庁舎では、建物の耐久性を向上させ、建物本体と設備などを分離する計画で、将来のリニューアルが容易となる100年建築を実現し、環境保全につなげます。

また、地球環境に配慮した区の先導的・シンボリックな建物とするために、新しい緑化技術や太陽光・太陽熱利用などの自然エネルギーを最大限利用するとともに、省エネルギー・省資源型の環境庁舎をめざします。

長く使い続けることができる新庁舎

耐久性に優れた建物構造を採用するとともに維持管理や更新が容易となるシステムや設備機器の導入に努め、長く使い続けることができる庁舎を実現します。

環境対策の先導となる新庁舎

太陽光・太陽熱の利用、地域冷暖房の導入、自然換気の活用や雨水利用による水循環システムの導入など環境対策を積極的に進めます。

また、新庁舎のステップ状の屋上部分を緑化し、区民に開放して親しまれる空間づくりを行うなど、新庁舎を環境庁舎として、広く発信し、環境対策の面で最高水準をめざします。